

各 位

会 社 名 株式会社 コックス 代表者名 代表取締役社長

兼 デジタル推進本部長 三宅 英木

(コード:9876 東証スタンダード)

問合せ先 財経部長

柳澤

(TEL. 03 - 5821 - 6070)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年5月24日開催予定の当社第49期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

<記>

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示	< 削 除 >
とみなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、	
株主総会参考書類、事業報告、計算書類および	
連結計算書類に記載または表示をすべき事項	
に係る情報を、法務省令に定めるところに従い	
インターネットを利用する方法で開示するこ	
とにより、株主に対して提供したものとみなす	
ことができる。_	
	_(電子提供措置等)
< 新 設 >	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、
	株主総会参考書類等の内容である情報につい
	て、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部につ いて、議決権の基準日までに書面交付請求した 株主に対して交付する書面に記載しないこと ができる。

< 新設 >

(附則)

- 1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等の インターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日の経過後はこれを削除する。

3. 日程

本定款変更については、2022年5月24日開催予定の第49期定時株主総会における決議を経て 効力が発生します。

以 上